

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 5 号

令和7年2月10日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和6年度財政援助団体等監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

東大阪市文化創造館に係る指定管理業務

対象団体 PFI東大阪文化創造館株式会社

所管部局 人権文化部

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和6年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。また、調査については横田慎一公認会計士事務所に委託した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 東大阪市文化創造館ほか
- 2 実施日程 令和6年10月16日から令和7年2月10日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、意見を付した事項については、今後の事務執行の参考とされることを望むものである。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

PFI 東大阪文化創造館株式会社

1 利用料金の設定について

文化創造館条例において、施設等の利用料金は同条例及び同条例施行規則各別表に定める1日当たりの金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めると規定されている。

ところで、同条例施行規則別表第2において、舞台設備の1日当たりの金額は15,000円と規定されているが、これを超過した利用料金を定めている。

市と協議を行い、条例等に基づく取扱いをされたい。

2 業務報告書の記載について

付帯事業の実施状況については、契約書において、利用者から徴収するサービスの対価等を含めて業務報告書を作成し、市へ提出するとされているが、一部の付帯事業について、サービスの対価等を記載していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 施設利用に伴うオプションサービス等について

当施設では、施設利用に伴い利用者の希望に応じて舞台監督やピアノ調律を行う業者を紹介するオプションサービスを行っている。また、原則利用者本人が処分するごみを指定管理者が処分する場合は費用を徴収している。

ところで、これらのサービス等に係る利用者が負担する費用は文化創造館条例及び文化創造館条例施行規則に規定されておらず、自主事業の承認申請も行われていない。

市と協議を行い、適正な事務処理をされたい。

4 事業終了報告書の記載について

運營業務基本計画書において、指定管理者は事業終了報告書（以下「報告書」という。）を事業終了後 2 か月以内に提出するとしている。

ところで、報告書に記載している収支状況について、収支の一部を記載していないものや指定管理者の構成企業が再委託した金額を記載しているものが見受けられた。

これは、PFI 事業において指定管理者が特別目的会社（SPC）である場合、構成企業の存在等により、収支状況が通常の指定管理業務と比較して複雑であることが関係していると推察される。

市に再度確認を行い、適正な事務処理をされたい。

文化室文化のまち推進課

1 利用料金の設定について

文化創造館条例において、施設等の利用料金は同条例及び同条例施行規則各別表に定める 1 日当たりの金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めると規定している。

ところで、同条例施行規則別表第 2 において、舞台設備の 1 日当たりの金額は 15,000 円と規定しているが、これを超過した利用料金を承認している。

利用料金の承認にあたっては、条例等を再認識し、適正な事務処理を行うとともに、指定管理者に対して適切な指導をされたい。

2 施設利用に伴うオプションサービス等について

当施設では、施設利用に伴い利用者の希望に応じて舞台監督やピアノ調律を行う業者を紹介するオプションサービスを行っている。また、原則利用者本人が処分するごみを指定管理者が処分する場合は費用を徴収するとしており、これらについては市も認知しているところ

である。

ところで、これらのサービス等に係る利用者が負担する費用については文化創造館条例及び文化創造館条例施行規則に規定しておらず、自主事業の承認申請も行われていない。

各サービス等の位置付けを整理し、説明責任を果たすことのできるよう適正な事務処理をされたい。

3 事業終了報告書の記載について

運営業務基本計画書において、指定管理者は事業終了報告書（以下「報告書」という。）を事業の終了後2か月以内に提出するとされている。

ところで、報告書に記載している収支状況について、収支の一部を記載していないものや指定管理者の構成企業が再委託した金額を記載しているものが見受けられた。

これは、PFI 事業において指定管理者が特別目的会社（SPC）である場合、構成企業の存在等により、収支状況が通常の指定管理業務と比較して複雑であることが関係していると推察される。

指定管理者か構成企業のいずれから見た収支報告であるかについて明確にし、適正な報告書が提出されるよう確認、指導をされたい。

4 文書の保存期間について

指定管理者が作成し、又は取得した文書の保存期間については、契約書において、指定管理者と協議の上、市が定めると規定している。

ところで、契約書で保存期間を規定している一部の報告書を除き、文書の保存期間を定めていない。

現状は指定管理者の判断で文書は保存されているものの、これらの文書には個人情報も含まれていることから、長期間保存することのリスクを勘案し、適切な保存期間を定められたい。

<意見>

指定管理業務に係る収支状況の報告について

当施設については、特別目的会社（以下「SPC」という。）が指定管理者として管理運営を行っている。SPC という性質上、市が SPC に支払った指定管理委託料は、SPC から各業務に応じて出資している構成企業等に委託費として支出され、その構成企業等により実際の業務が行われている。

ところで、市は指定管理者である SPC に対し、事業年度終了後に会社法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類を提出するよう求めているが、各業務で必要となった人件費などの費用の報告は求めておらず、指定管理業務に係る収支の実態を十分に把握できない状況にある。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。収支の実態を把握することは、目的の達成度を検証するために重要で、これは PFI 事業における指定管理業務においても同様である。

市は、構成企業等において生じた収支内容も含め、指定管理業務の収支状況を適切に把握するよう努められたい。